

倉吉市水道事業及び下水道事業包括的業務委託
公募型プロポーザル選定基準

倉吉市上下水道局

目 次

第1章 審査方法		
1 審査方式	・・・・・・・・・・	1
2 受注者選定手順	・・・・・・・・・・	1
3 選定委員会の設置	・・・・・・・・・・	1
第2章 資格審査及び事前審査		
1 応募参加資格審査	・・・・・・・・・・	2
2 業務提案に係る事前審査	・・・・・・・・・・	2
第3章 提案審査		
1 プレゼンテーション及びヒアリング	・・・・・・・・・・	2
2 提案内容の審査	・・・・・・・・・・	3
3 受注者の選定	・・・・・・・・・・	3
第4章 総合評価点の算出方法		
1 配点方針	・・・・・・・・・・	3
2 提案書の審査項目及び配点	・・・・・・・・・・	3
表1 業務提案書の審査項目及び配点	・・・・・・・・・・	4
3 評価点の算出方法	・・・・・・・・・・	5
表2 評価点の得点化方式	・・・・・・・・・・	5

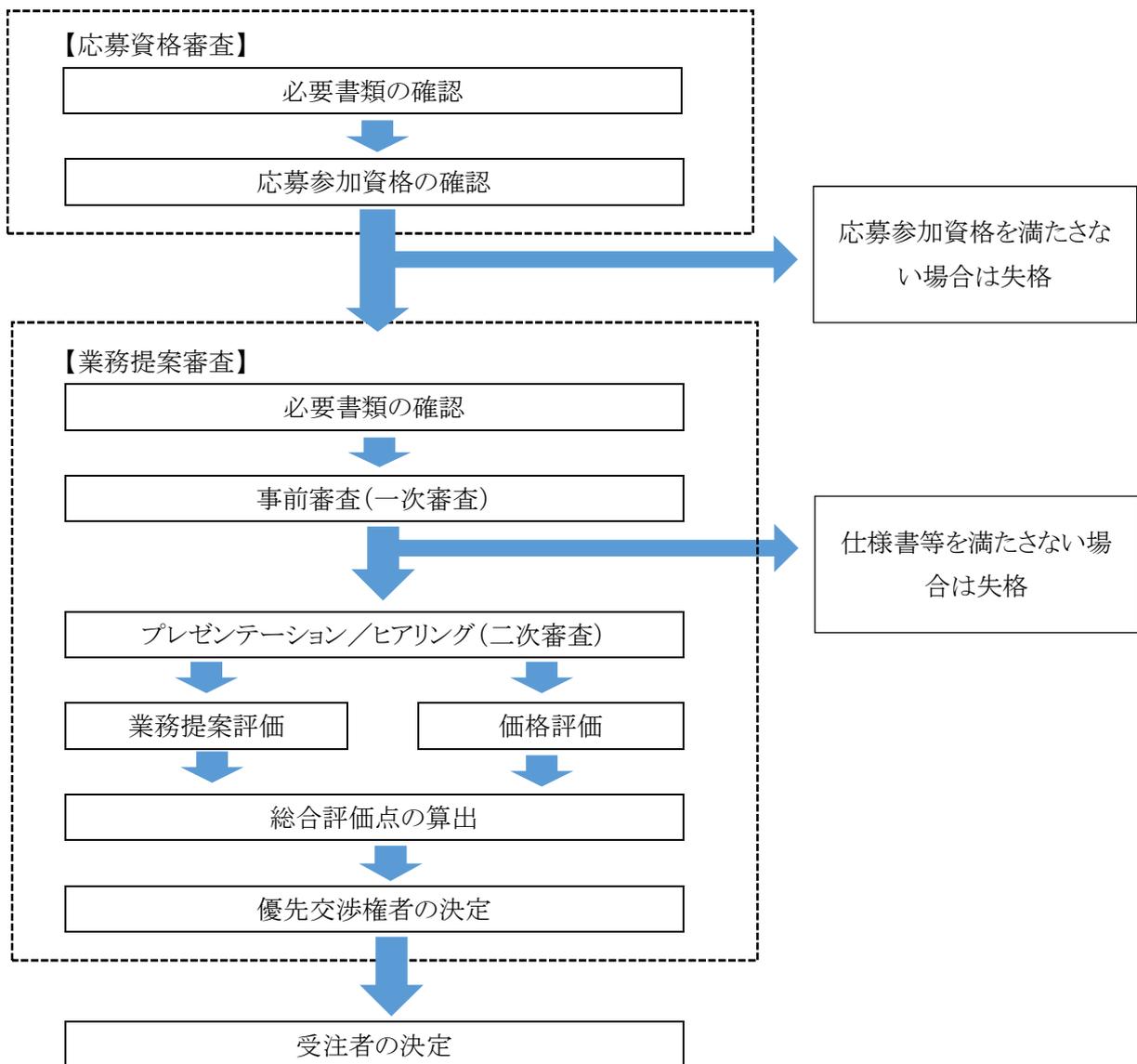
第1章 審査方法

1 審査方式

受注者の選定は公募型プロポーザル方式により実施し、本業務の目的に最も合致した業務遂行能力等を有する事業者を選定する。

2 受注者選定手順

受注者決定までのフローは下図の示すとおりとする。



3 選定委員会の設置

本市はプロポーザルに参加しようとする事業者(以下、「参加事業者」という)から提出された業務提案書の記載内容の評価に当たり、「倉吉市水道事業及び下水道事業包括的業務委託事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

第2章 資格審査及び事前審査

1 応募参加資格審査

(1) 提出書類の確認

本市は参加事業者から提出されたプロポーザル参加申請書について、倉吉市水道事業及び下水道事業包括的業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下、「要領」という)に定める書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 資格要件の確認

本市は、参加事業者が要領に記載した資格要件を満たしていることを確認する。参加事業者の資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 業務提案に係る事前審査

(1) 業務提案書等の確認

本市は、参加事業者から提出された業務提案に係る提出書類について、要領に定める必要書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 事前審査の内容

本市は、参加事業者からの提出書類について、要領等に基づき、次に掲げる事項を事前審査する。条件を満たしていない場合は失格とすることができる。

- ① 提案内容が仕様書を満たしていること。
- ② 参加事業者が財政的な契約履行能力を有すること。

第3章 提案審査

1 プレゼンテーション及びヒアリング

本市は、資格審査及び事前審査を通過した参加事業者を対象として、提案内容の確認等のためプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。実施の詳細については、事前に参加事業者へ通知するものとする。

(1) 実施時期等

実施時期は令和7年9月下旬を予定し、日時、場所及びヒアリング内容等の詳細については、事前に参加事業者へ通知する。

(2) 実施方法

参加事業者によるプレゼンテーションは、次のとおり行う。なお、その他事項については、実施時期等と併せて通知する。

- ① 参加人数は5名以内とする。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ③ プレゼンテーションは、1事業者につき30分以内、ヒアリングは10分程度とする。
- ④ プレゼンテーションは、業務提案書に記載したものに限り、追加の提案は認めない。

- ⑤ プレゼンテーションに必要な機材等については、市が準備するもの(プロジェクター、スクリーン各1式)のほか、その他必要な機材等があるときは、参加事業者が準備する。

2 提案内容の審査

(1) 審査方法

選定委員会は、業務提案の内容に対し、「第4章2 提案書の審査項目及び配点」に示す審査項目に基づき、「業務提案評価点」を算定する。また、「価格評価点」は予め定める算定式に見積金額を入力し算定する。

(2) 総合評価点の算出

「業務提案評価点」及び「価格評価点」を合算し、総合評価点を算出する。

3 受注者の選定

(1) 優先交渉権者の決定

選定委員会は、総合評価点により参加事業者の評価順位を決定し、最も総合評価点が高い参加事業者を優先交渉権者とする。なお、この選定により委託契約の受注者や契約金額が確定するものでない。

- ① 最高得点の参加事業者が2者以上ある場合は、当該参加事業者の評価項目の「業務提案評価点」の得点が高い方を第1順位とし、さらに同点の場合は、委員長がくじ引きし、優先交渉権者を決定する。
- ② 参加事業者が1者であっても、参加資格を有し、業務提案見積金額が提案上限額以下であり、かつ選定委員会において上記に規定する評価及び採点を行い業務提案評価点が配点の60%以上で委託業務を履行できると認められる場合は優先交渉権者に選定する。

(2) 受注者の決定

発注者は委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者と契約交渉を行う。優先交渉権者との契約締結をもって受注者の決定とし、業務の引継ぎ等を開始する。

第4章 総合評価点の算出方法

1 配点方針

「業務提案評価点」は260点(選定委員会による審査)、「価格評価点」は80点(計算式による評価)を満点とし、二つの合計点を総合評価点とする。

2 提案書の審査項目及び配点

業務提案評価点及び価格評価点の算出にあたって、業務提案書の審査項目、内容及び配点は、表1のとおりとする。

表1 業務提案書の審査項目及び配点

区分	審査項目	審査の視点	配点	
業務提案評価点	業務実施能力	会社概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業としての基本方針はどうか。 ・コンプライアンス遵守の取組はどうか。 ・受託実績はどうか。 	30
	業務提案内容	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の責任体制、業務教育はどうか。 ・地域貢献(地元雇用)はどうか。 ・苦情処理の対応はどうか。 	30
		検針、調定、収納業務	<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置はどうか。 ・検針業務の体制はどうか。 ・水道料金等の賦課徴収業務、下水道受益者負担金関係業務への対応は適切か。 	45
		滞納整理	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理業務の体制はどうか。 ・給水停止業務を適切に行えるか。 	30
		窓口業務	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口の人員配置等の体制はどうか。 ・お客さま対応、接遇教育、現金管理等をどのように行うか。 	45
		電算運用業務、開閉栓業務等	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉栓業務、量水器の設置撤去・在庫管理は適切に行えるか。 ・電算システムの運用、帳票管理の扱いは適切か。 	25
		その他提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書以外の提案・効率性向上、その他業務全体の改善又は効率化に関する提案(実現の可能性、独自の発想、本市にとっての有用度など) 	25
		個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理体制は適切か。 	10
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に対する考え方はどうか ・緊急対応能力はどうか。 ・リスクを適正に管理しているか。 	20	
	価格評価点	業務提案見積		80
合計			340	

3 評価点の算出方法

各委員は業務提案書に記載された内容について評価項目ごとに評価する。

各評価項目については、次の表2で示す5段階評価による得点化方式により得点を付与する。

なお、審査項目別の得点は、配点に係数を乗じ、小数点以下第3位を切り捨てて算出する。

各委員の「業務提案評価点」を合計し平均点(小数点以下の端数は、小数点以下第3位を切り捨て)を算出したものを当該事業者の「業務提案評価点」とする。

表2 評価点の得点化方式

評価	評価基準	得点化方式
A	当該評価項目において、優れている(高度な能力を有す)	配点×1.0
B	当該評価項目において、やや優れている(十分な能力を有す)	配点×0.8
C	当該評価項目において、普通である	配点×0.6
D	当該評価項目において、やや劣っている(能力が若干乏しい)	配点×0.4
E	当該評価項目において、劣っている	配点×0.2

「価格評価点」は、以下の採点方式により決定する。

- ① 提案見積書に記載された価格が、委託の上限価格以下の者のうち、最低の者に、配点の満点である80点を価格評価点として付与する。
- ② 上記①以外の参加事業者の得点は、下記の式により①の最低価格との比率をもって小数点以下第3位を切り捨て小数点以下第2位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点}(80 \text{ 点}) \times \text{最低価格} / \text{当該参加事業者の価格}$$